○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪下沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字横峯平　一号から三十二号まで及び四十六番一

字グミ島　四六番一

○国土交通省告示第四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字横峯平　一八五番

字下ノ平　二〇三番二

字所戸久保　四五九番

四五八番

一八八番

四五七番

字グミ島　四六〇番

一号から三号まで及び五十九号から六十一号まで

四号から六号まで

四十号から四十九号まで

五十号及び五十一号

五十二号から五十八号まで

七号から十一号まで

十二号、十三号及び二十七号から三十二号まで

十四号及び二十六号

十五号から二十四号まで

二十五号

三十三号から三十九号まで

○国土交通省告示第四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ウドン沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字上ノ平　二二一番地先道路敷　一号から二号まで

二二一番

字下ノ平　二一九番二地先道路敷　七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十七号までを順次結んだ線及び標柱八号と十七号を平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字糸ノ沢　四五三番一　八号から十三号まで

四五四番一　十四号から十七号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十四号を平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

○東北地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　七号　鶴岡市水沢字行司免五九番一から同市水沢字割田四八番一まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月三十日

○関東地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

関東地方整備局長　大西　亘

栃木県日光市芹沢

字糸ノ沢　四五四番一　十七号から二十二号まで

字下ノ平　二〇三番一　二十三号及び二十四号

二　次に掲げる土地に存する標柱二十五号から四十号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と四十号を平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢

字下ノ平　二〇三番一　二十五号から二十八号まで

二一三番一　二十九号及び三十号

二一二番一　三十一号から三十三号まで

二一〇番一　三十四号及び三十五号

二一八番　三十六号及び三十七号

二〇九番一　三十八号から四十号まで